平成２２年（フ）第２８７号
茨城県つくば市富士見台33番地160
債務者　野口　正子
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第２９７号
茨城県つくば市松代４丁目28番地429棟201号
債務者　石井義次郎
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第９９号
富山県小矢部市田川7270番地
債務者　寺西　陽美
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第１５２号
富山県射水市太閤山10丁目５番地　県営住宅43―306
債務者　松山ひとみ
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第１５５号
富山県砺波市深江１丁目104番地　ウェルネスⅡ203号室
債務者　清水　幸江
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第１２１２号
京都市西京区大原野東竹の里町３丁目３番地洛西東竹の里市営住宅74棟206
債務者　石﨑　浩子
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１２７４号
京都市下京区中堂寺北町14番地３　中央市場厚生会館804号
債務者　髙橋謙こと　高　　謙
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１３１４号
京都市右京区西京極新明町46番地１　第６洛西ハイツ　ロイヤルハイツ西京極603号
債務者　西岡　佳子（債務発生時の姓北島・後藤）
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１３１９号
京都府久世郡久御山町佐山籾池１番地３棟401号
債務者　押谷　明夫
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１３４０号
京都府八幡市男山香呂２番地Ａ51―501
債務者　簀戸　光子
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１３５８号
京都府京田辺市大住千日19番地１
債務者　古野　正行
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１３６６号
京都市上京区松屋町通一条下る下鏡石町207番地
債務者　進藤　波子
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第３９５号
兵庫県姫路市井ノ口36番地３
債務者　田中　奉子（旧姓内田）
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第４８１号
兵庫県姫路市東夢前台３丁目112番地リリーハイツ夢前102
債務者　前土井貴光
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第５２８号
兵庫県姫路市亀山189番地６
債務者　日野　輝雄
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第５４９号
兵庫県姫路市広畑区西蒲田741番地　グラース・アンジュＢ102号室
債務者　京塚　　学
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第５５０号
兵庫県姫路市広畑区西蒲田741番地　グラース・アンジュＢ102号室
債務者　京塚　瑞恵
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
神戸地方裁判所姫路支部